三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百五十八　陸上自衛隊北海道大演習場有明地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道札幌市清田区	有明（次の図面に示す部分に限る。）	有明（次の図面に示す部分に限る。）
北海道札幌市南区	滝野（次の図面に示す部分に限る。）	滝野（次の図面に示す部分に限る。）
北海道札幌市清田区	有明（次の図面に示す部分に限る。）	有明（次の図面に示す部分に限る。）
北海道北広島市	仁別及び三島（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	仁別及び三島（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百五十九　陸上自衛隊北海道大演習場西岡地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道札幌市豊平区	西岡（次の図面に示す部分に限る。）	西岡（次の図面に示す部分に限る。）
北海道札幌市豊平区	西岡（次の図面に示す部分に限る。）	西岡（次の図面に示す部分に限る。）
北海道札幌市清田区	有明（次の図面に示す部分に限る。）	有明（次の図面に示す部分に限る。）
北海道札幌市南区	滝野及び真駒内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	滝野及び真駒内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
北海道札幌市清田区	有明（次の図面に示す部分に限る。）	有明（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百六十　陸上自衛隊北海道大演習場千歳地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道千歳市	上長都、北信濃、紋別及び蘭越（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	上長都
北海道恵庭市	恵南及び盤尻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	北海道千歳市　泉沢（次の図面に示す部分に限る。）、春日町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、桂木一丁目から六丁目まで、北信濃（次の図面に示す部分に限る。）、栄町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、桜木一丁目から五丁目まで、信濃一丁目から七丁目まで、自由ケ丘一丁目から三丁目まで、真町（次の図面に示す部分に限る。）、新星一丁目及び二丁目、新富一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、水明郷（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、北斗一丁目から六丁目まで、富士一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、錦町四丁目、緑町一丁目から五丁目まで、大和一丁目から四丁目まで、紋別（次の図面に示す部分に限る。）及び蘭越（次の図面に示す部分に限る。）
		北海道恵庭市　恵南及び盤尻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。